

お 知 ら せ

蒲郡市が進めております東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事（市国京宮間 2 号線）について、皆様のご協力により令和 7 年 7 月 4 日土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第 28 条の 2 の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業認定の告示があった土地

蒲郡市神ノ郷町横枕及び宮間地内

（注）この土地を表示する図面は、蒲郡市役所建設部道路建設課にてご覧いただけます。

2 土地価格の固定について

前記 1 の土地については、事業認定の告示があった日をもって土地価格が固定されていることになります。

3 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

4 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築をするときは、あらかじめ愛知県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者は自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6 補償金の支払い請求について

土地所有者は、土地に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払い請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者が早期に移転を希望されるときなどに、直接愛知県収用員会宛に行うことができます。

8 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等に関するお知らせ」に記載しております。必要な方は蒲郡市役所建設部道路建設課に用意しておりますので、ご連絡ください。

9 その他不明な点については、蒲郡市役所建設部道路建設課までお問い合わせください。

（電話：0533-66-1173 住所：蒲郡市旭町 17 番 1 号）

以上

蒲 郡 市